

○奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例

昭和二十四年一月七日

奈良県条例第三号

本県県会の議決を経て〔旅館業法施行条例〕を、次のように定める。

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例

(平三〇条例四・改称)

(目的)

第一条 この条例は、本県における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となつていていることを踏まえつつ、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)の施行及びその他の旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めることを目的とする。

(平三〇条例四・追加)

(構造設備の基準)

第二条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第八号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備(次項第一号において「玄関帳場等」という。)が設けられていること。
 - ア 事務を行うのに適した広さを有すること。
 - イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)の全てが必ず通過する場所に設けられていること。
 - ウ 宿泊者等と直接面接できる構造であること。
- 二 共同用の浴室又はシャワー室が設けられている場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 男子用及び女子用の区分があること。
 - イ 外部から見通されない構造であること。
 - ウ 男子用及び女子用のものが隣接して設けられている場合は、相互に見通すことができない構造であること。
 - エ 男子用及び女子用の脱衣室が設けられていること。
- 三 共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられている場合は、その便所とは、扉等で区画されていること。

四 寝具類は、宿泊者の定員に応じて十分な数を有すること。

2 次に掲げる要件を備えた令第一条第一項第二号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、前項第一号に掲げる基準によらないことができる。

一 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

二 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

3 令第一条第二項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備(アにおいて「玄関帳場等」という。)が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

二 前号に掲げるもののほか、第一項第二号(ア及びエを除く。)から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

4 別表に掲げる地域内においては、令第一条第一項第八号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準又は同条第二項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第一項各号又は前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 施設の外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することができないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

二 宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

三 ロビー又は玄関広場が設けられている場合は、玄関帳場に接続していること。

四 浴室又はシャワー室は、壁等で区画され、これらの内部が当該浴室又はシャワー室の外から見通すことができない構造であること。

五 動力により振動し、又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(以下「特定用途鏡」という。)で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の

特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する宿泊者等の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。

- 5 令第一条第三項第五号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝具類は、適當な数を有すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、第一項第二号(ア及びエを除く。)及び第三号に掲げる基準に適合するものであること。

- 6 季節的状況、地理的状況その他特別の事情により前各項に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(平一五条例三五・追加、平二八条例五・一部改正、平三〇条例四・旧第一条繰下・一部改正)

(清純な施設環境を保持すべき施設等)

第三条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
 - 二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの
 - 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五章(第四十二条を除く。)に規定する公民館
 - 四 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - 五 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの
 - 六 前各号に掲げる施設以外の施設で、知事が指定するもの
- 2 法第三条第四項(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。
- 一 国が設置する施設 当該施設の長

- 二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
 - 三 前二号以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
 - 四 前三号以外の施設 当該施設の所在する市町村の長
 - (昭四五条例三・全改、昭六一条例二〇・一部改正、平一五条例三五・旧第一条繰下・一部改正、平二八条例五・一部改正、平三〇条例四・旧第二条繰下、令五条例四八・令五条例一一・一部改正)
- (衛生措置の基準)

第四条 法第四条第二項の規定による営業者が講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅館業の施設及びその周囲は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。
- 二 旅館業の施設におけるねずみ、昆虫等の防除は、六月以内ごとに一回、定期に行い、その実施記録を二年以上保存すること。
- 三 給水設備は、定期的に点検し、及び保守し、貯水槽については、一年以内ごとに一回、定期に清掃し、その実施記録を二年以上保存すること。
- 四 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第九項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、規則で定めるところにより検査を行い、人の飲用に適する水を供給するとともに当該検査の記録を二年以上保存すること。
- 五 換気設備及び照明設備は、定期的に点検し、及び保守し、常にこれらの設備のそれぞれ適正な換気能力及び照度を維持すること。
- 六 客室には、次に掲げる客室の区分に応じ、それぞれに定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。
 - ア 旅館・ホテル営業の客室
 - (1) (2)以外の客室にあつては、床面積三・二平方メートルにつき一人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積二・四平方メートルにつき一人とすることができる。
 - (2) 寝台を置く客室にあつては、床面積四・五平方メートルにつき一人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積三・〇平方メートルにつき一人とすることができる。
 - イ 簡易宿所営業の客室

- (1) 宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設については、床面積三・三平方メートルにつき一人
- (2) 宿泊者の数を十人以上として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設については、床面積(階層式寝台を置く場所の床面積を除く。)二・四平方メートルにつき一人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、当該寝台の階層ごとに床板の面積一・六平方メートルにつき一人とする。

ウ 下宿営業の客室にあつては、床面積五平方メートルにつき一人

七 入浴設備については、次のとおり措置すること。

ア イ以外のもの

- (1) 浴室の給湯栓及び給水栓の湯水は、十分に供給すること。
- (2) 浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準に適合するよう^に水質を管理すること。水道法第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原水(原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、原湯、上がり用水(洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)及び上がり用湯(洗い場に備え付けられた給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。以下同じ。)についても、同様とする。
- (3) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の温水の温度は、規則で定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の温水を消毒する場合は、この限りでない。
- (4) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。
- (5) 浴槽水は、常に満杯の状態に保ち、かつ、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより浴槽の外にあふれ出させ、清浄に保つこと。
- (6) 毎日(ろ過器を使用している浴槽にあつては、一週間に一回以上)、浴槽水を完全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。
- (7) ロ過器を使用している浴槽にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
 - (一) ロ過器は、一週間に一回以上逆洗浄(湯水を逆流させることによりロ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。)を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行つても当該ロ過器のろ材の汚れを十分に排出する

ことができなくなつたときは、当該ろ材を交換すること。

(二) ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、一週間に一回以上生物膜を除去するため清掃し、及び消毒すること。

(8) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から三年間保存すること。ただし、湯水の性質その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であつて、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講ずるときは、この限りでない。

(9) ろ過器を使用している浴槽にあつては、(8)の塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入し、又は投入すること。

(10) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。

(11) 集毛器は、毎日清掃すること。

(12) 調整箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。)は、定期的に清掃すること。

(13) (2)の基準に適合していることを確認するため、一年に一回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から三年間保存するとともに、(2)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。

(14) 回収槽(浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。

(15) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、二十四時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は、使用しないこと。

(16) ろ過器を使用している浴槽にあつては、打たせ湯及びシャワーには、浴槽水は、使用しないこと。

(17) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。

イ 客室に設置された入浴設備で、宿泊者が浴槽水を換水することができるもの

(1) ア(1)、(4)、(7)及び(10)から(12)までに掲げる事項

(2) 水道法第三条第九項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯は、規則で定める基準に適合するよう

水質を管理すること。

(3) (2)の基準に適合していることを確認するため、一年に一回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から三年間保存するとともに、(2)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を知事に届け出ること。

(4) ア(3)及び(14)から(17)までに掲げる事項

八 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

九 便所は、臭気の防除を行い、その手洗設備には、衛生上支障がないようせつけん等を備えておくこと。

十 寝具等については、次のとおり措置すること。

ア 布団、毛布、まくら等は、清潔な敷布、カバー等で覆うこと。

イ 浴衣、敷布、カバー等直接人に接触するものは、宿泊者ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ その他適切に洗濯、管理等を行うこと。

十一 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。

十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆にまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
(昭六一条例二〇・全改、平一三条例三〇・一部改正、平一五条例三五・旧第二条線下、平一五条例一二・平一九条例四七・平二八条例五・一部改正、平三〇条例四・旧第三条線下・一部改正)

(宿泊の拒否の事由)

第五条 法第五条第一項第四号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

一 宿泊しようとする者が、泥酔し、若しくはその言動が著しく異常で、又はその身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

二 通常の時間外に宿泊を申し込まれたとき。

三 宿泊料等費用の支払能力がないと認められるとき。

四 宿泊者名簿の記載に応ぜず、又はその記載事項について虚偽の申告をしたとき。

(昭四五条例三・昭六一条例二〇・一部改正、平一五条例三五・旧第三条線下、平三〇条例四・旧第四条線下、令五条例一一・一部改正)

(営業者の努力義務)

第六条 営業者は、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に関し、次の各

号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することによるその移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上のために必要な措置
- 二 外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の旅館業の施設及びサービスの利用に係る利便を増進するために必要な措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

(平三〇条例四・追加)

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保)

第七条 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であつて規則で定めるものを講じなければならない。

(平三〇条例四・追加)

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第八条 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であつて規則で定めるものについて説明しなければならない。

2 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。

(平三〇条例四・追加)

(苦情等への対応)

第九条 営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(平三〇条例四・追加)

(旅館業の業務を適切に実施するための体制整備)

第十条 営業者は、法第六条第一項及び前二条に規定する義務の履行が確保されるよう、次の各号に掲げる基準に従つて、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。

- 一 法第六条第一項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び第八条第一項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

二 旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

(平三〇条例四・追加)

(知事への定期報告)

第十一条 営業者は、宿泊者数その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。

(平三〇条例四・追加)

(営業者の公表)

第十二条 知事は、営業者に関し、規則で定める事項を旅館業の施設ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(平三〇条例四・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

(平一五条例三五・追加、平一八条例一二・平三〇条例四・令五条例四八・一部改正)

一 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートル以内の区域

ア 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第二条第四項

に規定する一団地の官公庁施設

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

ウ 図書館法第二条第一項に規定する図書館

エ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

設

オ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

カ 博物館法第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設

キ 社会教育法第五章(第四十二条を除く。)に規定する公民館

ク 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第十一号に掲げる隣保事業により設置された隣保館

ケ 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの

コ 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められている商業地域(風致地区を除く。)を除く県の全域

附 則(昭和三三年条例第三九号)

この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第二〇号)

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則(平成一三年条例第三〇号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置の規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成一五年条例第一二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定により許可を受けている旅館業を営む者がその際に有している入浴設備(施行日前に当該許可の申請をした者が、施行日以後に許可を受けることとなった場合に有することとなる入浴設備を含む。)については、当該設備の増築又は改築が行われるまでの間は、第二条の

規定による改正後の旅館業法施行条例第三条第七号ア(3)、(9)及び(14)から(17)まで並びに同号イ(4)の規定は、適用しない。

附 則(平成一八年条例第一二号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四七号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則に七条を加える改正規定(第七条、第八条、第十条第一号及び第十一条に係る部分に限る。)は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定による許可を受けて同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる者がその営業に供している施設であって、この条例による改正前の旅館業法施行条例第三条第六号アの基準に適合しているものについては、平成三十年十二月十五日までは、引き続き同号アの基準に適合する限り、この条例による改正後の奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例第四条第六号アの旅館・ホテル営業の客室の基準に適合するものとみなす。

附 則(令和五年条例第四八号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第一一号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和五年規則第二六号で令和五年一二月一三日から施行)